



環境アセスメントに係る 縦覧等のお知らせ

平成21年12月18日

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第22条第2項に基づき、「(仮称)黒川はるひ野一丁目戸建住宅開発事業」に係る条例見解書の縦覧を次のとおり行います。

※「条例見解書」とは、条例環境影響評価準備書に係る市民意見に対する指定開発行為者の見解を示したものです。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	<ul style="list-style-type: none">・大阪府大阪市北区大淀中一丁目1番88号 積水ハウス株式会社 代表取締役 阿部 俊則・東京都新宿区西新宿八丁目11番1号 パナホーム株式会社 首都圏環境開発支社 支社長 川島 裕・東京都千代田区大手町一丁目3番2号 住友林業株式会社 不動産事業本部 まちづくり事業部 事業部長 町野 良治
	指定開発行為の名称	(仮称)黒川はるひ野一丁目戸建住宅開発事業
	指定開発行為の種類	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（第3種行為） 住宅団地の新設(第3種行為)
	指定開発行為を実施する区域	川崎市麻生区はるひ野一丁目6～8番
	指定開発行為の目的	住宅団地の整備
	指定開発行為の内容	区域面積：約15,880㎡ 計画戸数：69戸 計画人口：242人
	指定開発行為の施行期間	着手予定：平成22年 4月 完了予定：平成24年 5月
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期間：平成21年12月18日（金） ～平成22年1月18日（月） 土曜日、日曜日等閉庁日は除く ただし、麻生区役所では、第2・第4土曜日の午前中も 縦覧を行います。 時間：午前8時30分から午後5時まで
	縦覧場所	麻生区役所及び本庁（環境局環境評価室）
	問い合わせ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号：044(200)2156 http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess/assess.htm